

福祉のひろば

家族介護継続支援 認知症家族の集い

認知症の方を介護している家族同士で悩みや不安を語り合い、専門の先生の助言を交えながら一緒に勉強しませんか。

時10月13日(土)午後1時～3時
前原暫定集会施設 五島シズさん(認知症介護研究・研修東京センター客員上級研究員) 定20人(申込順)

時9月18日(日)午後4時～11時
所ぬくい湯(貫井北町3-4-4) 対市内在住の65歳以上の方と小学生以下の方他
ご利用の際は、当日、浴場に口頭で必ず申し出てください

時9月17日(祝)午後4時～11時
所ぬくい湯(貫井北町3-4-4) 対市内在住の65歳以上の方と小学生以下の方他
ご利用の際は、当日、浴場に口頭で必ず申し出てください

時9月13日(土)午後1時～3時
前原暫定集会施設 五島シズさん(認知症介護研究・研修東京センター客員上級研究員) 定20人(申込順)

時10月13日(土)午後1時～3時
所小金井ひがし地域包括支援センター 講宮田カヨ子

時10月13日(土)午後1時～3時
所小金井ひがし地域包括支援センター 講宮田カヨ子

時10月13日(土)午後1時～3時
所小金井ひがし地域包括支援センター 講宮田カヨ子

時10月13日(土)午後1時～3時
所小金井ひがし地域包括支援センター 講宮田カヨ子

家族介護教室
看取り介護と
エンディングノート

時10月5日(金)午前10時～11時30分
所小金井あみぞ苑 講長縄紀代香さん(1級葬祭ディレクター) 対家族を介護している方、介護を考えている方 定20人(申込順) 申9月15日から、電話で同苑 ☎042-388-7511へ

時10月5日(金)午前10時～11時30分
所小金井あみぞ苑 講長縄紀代香さん(1級葬祭ディレクター) 対家族を介護している方、介護を考えている方 定20人(申込順) 申9月15日から、電話で同苑 ☎042-388-7511へ

民生委員による高齢者(75歳・80歳)訪問

高齢者の実態を把握し、必要に応じて近隣協力者等が見守る支援のネットワークを組み、地域での高齢者に対する福祉協力体制の整備を目的としています。

民生委員が対象年齢者宅を訪問して、ひとり暮らしの方等、見守り支援が必要な方には、ご本人の意思を確認のうえ個人票を作成します。(すでに個人票を作成している方は除きます)

今回、民生委員が訪問しない方でも、不安のある方は介護福祉課にご連絡ください。

民生委員には守秘義務があります。安心してご相談ください。

時9月19日(水)から約1か月間 対▽昭和17年9月16日～18年9月15日に生まれた方▽昭和12年9月16日～13年9月15日に生まれた方▽平成29年9月1日～30年8月31日に転入した方で、昭和17

時9月19日(水)から約1か月間 対▽昭和17年9月16日～18年9月15日に生まれた方▽昭和12年9月16日～13年9月15日に生まれた方▽平成29年9月1日～30年8月31日に転入した方で、昭和17

年9月1日以前に生まれた方 登録対象者に準ずる状態の方で登録を希望する方は、地域福祉課へご連絡ください。調査を行い、特に災害時等の支援が必要と認める場合は、名簿に登録します

市では、災害時等に自力で避難することが困難で、家族等の支援を受けられない高齢者や障がいのある方等を「避難行動要支援者」として、避難行動要支援者名簿を作成しています。

同名簿の作成にあたり、9月20日(木)から、約1か月間、民生委員が新規登録対象者宅を訪問する等、特に災害時等の支援が必要であると認められた方を同名簿に登録しています。なお、登録対象者のうち、昨年度までに対象となり訪問を受けた方は、今回訪問しません。

同名簿は、災害に備えた地域の協力体制づくりのために必要な情報として、市の関係部署、消防署、民生委員・児童委員等関係機関と共有しています。

名簿登録対象者市内在住で施設に入所している方等を除く次のいずれかに該当する方▽75歳以上のひとり暮らしの方および75歳以上の高齢者のみの世帯の方等で、民生委員・児童委員が行う高齢者地域福祉ネットワークに登録している方▽要介護認定で要介護3～5の方▽身体障害者手帳1・2級の方▽愛の手帳1・2度の方▽精神障害者保健福祉手帳1・2級の方▽右

記に準ずる状態の方で、市に申請を行った方 登録申請登

録対象者に準ずる状態の方で登録を希望する方は、地域福祉課へご連絡ください。調査を行い、特に災害時等の支援が必要と認める場合は、名簿に登録します

市では、避難行動要支援者に対して、地域の皆さんに支援者となっていたいただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりをめざすため、モデル地区事業を実施しています。

支援者と要支援者本人等で、要支援者の基本的な事項、特有の状況、かかりつけ医や緊急連絡先、留意事項など安否確認や避難支援に必要な情報を記載した個別支援プランを作成するなど、避難行動要支援者支援事業に関するモデル地区を募集しています。

現在、7地区の自治会、自主防災会等にモデル地区としてご協力いただいています。仕方は異なります

モデル地区事業を実施中

市では、避難行動要支援者に対して、地域の皆さんに支援者となっていたいただき、見守りや安否確認、避難支援の体制を整備して、安心して暮らせるまちづくりをめざすため、モデル地区事業を実施しています。

支援者と要支援者本人等で、要支援者の基本的な事項、特有の状況、かかりつけ医や緊急連絡先、留意事項など安否確認や避難支援に必要な情報を記載した個別支援プランを作成するなど、避難行動要支援者支援事業に関するモデル地区を募集しています。

現在、7地区の自治会、自主防災会等にモデル地区としてご協力いただいています。仕方は異なります

仕方は異なります

モデル地区▽貫井南町東自治会・自主防災会▽小金井貫井住宅自治会▽貫井南町西自治会・自主防災会▽弁天通り自治会・防災会▽貫井坂下中組自治会・貫井南町中自主防災会▽グリーンタウン小金井自治会▽前原町二丁目町会・自主防災会

◇共通◇

◇共通◇

◇共通◇

◇共通◇

相談名	とき	ところ・問合先	相談名	とき	ところ・問合先
市民相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)	広報秘書課広聴係(市役所第二庁舎1階 ☎042-387-9818)	高齢者介護相談	月曜～土曜日 午前9時～午後5時30分	▷小金井きた地域包括支援センター(桜町1-9-5 ☎042-388-2440)
外国人相談(English)	随時 (Irregular)	▷ところ=市民相談室 ▷予約が必要です	高齢者向け住宅改修相談	火曜日=小金井ひがし地域包括支援センター 第2木曜日=小金井みなみ地域包括支援センター 第4木曜日=小金井きた地域包括支援センター いずれも午後1時30分～4時30分 ※電話で各地域包括支援センターへ予約してください	▷小金井みなみ地域包括支援センター(前原町5-3-24 ☎042-388-8400) ▷小金井ひがし地域包括支援センター(中町2-15-25 ☎042-386-6514) ▷小金井にし地域包括支援センター(貫井北町2-5-5 ☎042-386-7373)
法律相談	10月2・4・9・11・16・18・23・25・30日	▷午前9時～正午 ▷法律相談、交通事故相談は、9月18日から、直接または電話で受け付け 法律相談は各日とも6人	木造住宅耐震相談	第2木曜日 午後1時30分～4時30分	まちづくり推進課住宅係(市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861)へ1週間前までに予約してください
税務相談	10月10・24日	▷外国人相談は、相談日の1週間前までに、直接または電話で受け付け	シルバー人材センター入会相談	第1・第2木曜日(祝日を除く) 午前10時～正午 (午前10時までに来所の方)	シルバー人材センター(貫井北町1-8-21 ☎042-383-6141)
人権・人身の上相談	10月15日	▷その他の相談は、相談日の当日午前9時～正午に、直接または電話で受け付け	福祉サービス苦情・相談	水曜日 午後1時～5時	福祉オンブズマン事務局(市役所第二庁舎8階802会議室 ☎042-383-1225)へ予約してください
建築・登記・表示登記相談	10月3日	▷広報秘書課広聴係(☎042-387-9818)へ予約してください	創業相談店舗・事務所物件探し相談	月曜～金曜日 午前10時～午後6時	▷ところ=東小金井事業創造センター(梶野町1-2-36) ▷同センターホームページ(http://ko-to.info/) 申込フォームまたは電話(☎0422-31-2040)で予約してください
行政相談	10月18日	▷子育て支援課(市役所第二庁舎3階 ☎042-387-9836)	生活困窮者自立相談	月曜～金曜日 午前8時30分～午後5時	自立相談サポートセンター(本町5-36-17 ☎042-386-0295)
相続等暮らしの書類作成相談	10月17日	▷教育相談所(本町6-5-3シャトー小金井別館3階 ☎042-384-2508)	ひきこもり相談	第4火曜日 午前10時30分～午後1時	▷ボランティア・市民活動センター(本町5-36-17 ☎042-387-0011) ▷予約制(1日2組まで)
交通事故相談	10月9日	▷経済課(市役所第二庁舎4階 ☎042-384-4999)			
年金・労務・成年後見制度相談	10月2日	▷労働相談情報センター国分寺事務所(国分寺市南町3-22-10 ☎042-321-6110)			
女性総合相談(夫婦・家族・人間関係)	10月5・11・12・19・26日 午後1時30分～4時30分 ※保育あり(1歳以上の未就学児。要事前申込)				
ひとり親・女性相談	月曜～金曜日 (市役所執務時間内)				
教育相談	月曜～土曜日 午前9時～午後4時30分				
消費生活相談	月曜～金曜日 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)				
労働相談	月曜～金曜日 午前9時～午後5時				

10月の相談日

お気軽にご相談ください